

令和 2 年 7 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03271

研究課題名(和文) 日本列島無文字時代の国制と法 国制史・法制史学と考古学の対話

研究課題名(英文) The Constitution and the Law of Japan in the Pre-literate Era: Constructing a Dialogue between Constitutional Legal History and Archeology

研究代表者

水林 彪 (MIZUBAYASHI, Takeshi)

早稲田大学・法学大学院・名誉教授

研究者番号：70009843

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：(1)考古学者との学問的協働を試み、2016年には、法制史学会において、私が企画担当者となって、「ヤマト政権=前方後円墳時代の国制とジェンダー」と題するシンポジウムを開催し、考古学と法制史学(国制史学)の間の学際的研究を開始することができた。(2)私自身の研究成果としては、ヤマト政権=前方後円墳時代の国制史について、とくに支配の正当性論および王権論の2つの理論的観点を導入することによって、新しい見方を提示することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が課題とした弥生後期から前方後円墳=ヤマト政権時代は、列島において、支配(階級的身分制的な命令服従関係という意味での支配)が発生した時代であり(弥生時代)、このことを基礎として、列島の国制が王政という形で組織されるにいたった時代である(前方後円墳=ヤマト政権時代)。この過程を、法と国制に関する社会科学理論を武器として一たがって、考古学者・文献史学者による論じ方とは根本的に異なる仕方であり、一、解明したことに、もっとも重要な学術的意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：Trying to build a dialogue between Archeology, I have organized a symposium titled "Yamato Government: The Constitution and Gender in the Era of Zempo-koen-fun (circular-shaped ancient tombs with a rectangular frontage, 3-6 Century)" in the 2016 Congress of the Japan Legal History Association, and have thus launched an interdisciplinary study between Archeologists and Legal Historians who are interested in the development of the constitution of Japan.

研究分野：日本法制史学

キーワード：弥生時代 古墳時代 ヤマト政権 卑弥呼 邪馬台国 狗奴国 国制 王権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) かつて、法制史学の分野においても、列島無文字時代(弥生～古墳時代、初期ヤマト政権時代)の研究は存在したが(たとえば石井良助氏の研究)、最近は、法制史学の分野からの研究は皆無という状態であった。しかし、当該時代は支配と王権の形成の時代であり、法制史学とくにもその一分野としての国制史学にとっては、是非とも挑戦しなければならない研究対象であった。

(2) この時代についての国制史研究は、この間、ほとんど考古学者によって担われてきたが、考古学者は、考古史料の専門家ではあっても、国制理論と国制史の専門家ではないために、考古史料の国制史学的解釈において、重大な問題を抱え続けてきた。国制理論の側からの当該時代研究の必要が痛感された。

2. 研究の目的

日本列島の無文字時代(とくに BC10 世紀ないし BC4 世紀弥生時代から AD 5 世紀ヤマト政権=古墳時代までの、列島に居住する人々が全くあるいはほとんど文字を使用することがなかった時代)の国制と法について、国制史学・法制史学の立場から、考古学者との対話を通じて、研究することを目的とした。今少し具体的にいうならば、(1)考古学の諸成果を、国制史学・法制史学の問題関心を投影して、読み解くこと(目的1)、(2)以上の研究から明らかになる諸事実をひまえて、8世紀前半に成立した古事記・日本書紀における、上記無文字時代に関する記述が、どの程度、いかなる意味において、無文字時代の国制史・法制史を解明するための史料としての価値を有するのを見きわめること(目的2)、この2点を大きな目的とした。

3. 研究の方法

(1) まず、考古史料を自分の目で観察することが方法の第1となった。2016年度には、大和、出雲(2回)、摂津、上毛野・下毛野、和泉、山背、2017年度には、大和の纏向と馬見、三島、岐阜、2018年度には、伽耶(朝鮮半島南部)の現地見学を、考古学者の先達のもとに、試みた。

ついで、膨大な量にのぼる発掘調査報告書および博物館図録によって、現地見学では学ぶことのできない細部についての事実の学習につとめた(史跡は、ほとんどの場合、発掘後、埋め戻されるので、史跡の詳細は、発掘調査報告書などを読むことによってしか、知ることができない)。

(2) 以上の研究によって知られる事実を、国制理論の観点から読解するために、あらためて、国制理論の研究を行った。とくに、マックス・ヴェーバーの「支配の社会学」をあらためて精読し、支配と王権の理論を鍛えた。

4. 研究成果

(1) 研究成果は、2018年段階において、次の2論文にまとめた。(a)「広瀬・清家両報告に学ぶ ヤマト政権=前方後円墳時代の国制像の革新」(『法制史研究』67号)、(b)「卑弥呼・台与政権論」(水林彪ほか編『法と国制の比較史 西欧・東アジア・日本』日本評論社)。

(2) 上記(a)は、私自身が企画担当者となり、2017年度の法制史学会総会において開催された、シンポジウム「ヤマト政権=前方後円墳時代の国制とジェンダー」における私自身の報告を文章化したものである。このシンポジウムでは、考古学から広瀬和雄、清家章、大久保徹也、日本史学から義江明子、中国史学から初山明、西欧史学から田口正樹、各氏の参加を得た。顔ぶれから察せられるように、それぞれの分野の第一人者の参加を得て、考古学、文献史学、法制史学の学際的研究の第一歩を記すものとなった。

(3) 上記(b)論文では、次の3点において、当該時代の国制史についての新しい見解を提示した。すなわち、初期ヤマト政権(卑弥呼・台与王権)の形成にとって、中華帝国(公孫氏、ついで、魏)の列島支配が決定的であったこと、卑弥呼・台与王権時代の根本法は『魏志』倭人伝や『後漢書』倭伝などが「鬼神の道」とのべる鬼神であり、前方後円墳はこれに対する祭祀の場であったこと、邪馬台国を中心とする倭国が、自身の形成にあたり繰り広げた内戦の相手方たる狗奴国とは、丹後・出雲を中心とする山陰・北陸地域の首長連合であったこと。

(4) 5箇年にわたった研究をまとめるべく、現在、『王権の起源 天皇制前史』(仮題)と題する書物を執筆中である。今年度中の出版をめざしたい。

(5) 以上にのべたことを、「研究目的」欄に記したことに即して再整理するならば、次のようになる。すなわち、

[研究目的1との関連] 法制史・国制史の立場から、根本法(=支配の正当性 Legitimität 論)を史料読解の観点としたことによって、新しい国制史像を提供することになった。かつて、筆者は、律令天皇制論を、古事記神話を根本法とする体制として理解する研究を公にしたが、今回の前方後円墳=ヤマト政権時代研究においては、惣鬼神(卑弥呼・台与王権)、天神(継体・欽明朝)、仏(用明～天智朝)などを根本法とする王権体制の継起的展開として理解すべきであるとする結論を得るにいたった。王権という概念も、国制理論の観点から厳密に定義し、ほとんど定義のないままに王権概念が濫用される研究の現状を批判した。具体的にいえば、王とは王臣関係という身分関係における概念であること、王とは、その上位に存在する者がなく、また、それと相並ぶ存在もなく、その他の者を身分的に劣位する臣下とする、そのような人であることをはっきりさせ、この観点からするならば、5世紀中葉の頃までの列島の国制は、諸研究が定義なしに王権とよびにもかかわらず、王権体制とはいいいがたいものであったこと、国制は、実力・身分の双方において横並びの有力首長層が同輩として国制をになう、首長盟約連合とでも概念化す

べきものであったことを明らかにした。

[研究目的 2 との関連] 以上の研究により、記紀の記述、とくに「雄略天皇」よりも以前の「天皇」の時代の国制史記述には、根本的な問題があること、この部分については、考古史料という篩にかけられて残るものだけが、かろうじて、史実を デフォルメされた形で 伝える「史料」として使用が可能であることを、あらためて、立証することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 水林彪	4. 巻 67
2. 論文標題 「広瀬・清家両報告に学ぶ ヤマト政権=前方後円墳時代の国制像の革新	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『法制史研究』67号	6. 最初と最後の頁 237-270
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水林彪	4. 巻 152
2. 論文標題 書評「広瀬和雄著『前方後円墳とはなにか』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊考古学	6. 最初と最後の頁 106-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 水林彪
2. 発表標題 広瀬・清家両報告に学ぶ ヤマト政権=前方後円墳時代の国制像の革新
3. 学会等名 法制史学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 水林彪・青木人志・松園潤一郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 561頁
3. 書名 法と国制の比較史――西欧・東アジア・日本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----